

学童保育・児童館 京都市団交拒否事件**京都市に損害賠償命令（12月8日京都地裁）**

**「控訴せず、直ちに団体交渉に応じるべき」
党議員団が、門川市長に申し入れ**

京都市は、学童保育・児童館職員でつくる組合支部と30年にわたって団体交渉を行ってきましたが、2020年に突如「労使関係にない」と団体交渉を打ち切りました。組合は京都府労働委員会（府労委）に救済命令を申立て、22年6月府労委が一部の団体のみであります。団体交渉に応じるよう救済命令を出しました。ところが、京都市は府労委命令の取り消し訴訟を提起し、命令は未確定と主張し団交を拒否し続けています。これに対して損害賠償を求めた訴訟で、京都地裁は、団体交渉の命令に従わないのは違法であるとして、京都市に対し全国福祉保育労働組合京都地方本部（地本）や、学童保育・児童館支部に30万円の損害賠償を支払うよう命ずる判決を言い渡しました。今回の判決は、約30年間にわたり団体交渉が行われてきた経過などを評価し、京都市による団体交渉の拒否やその主張について、原告の合理的な期待を侵害しているとし、違法性を認めたものです。

日本共産党議員団は、経過から見ても要綱の運用状況から見ても実質的な使用者としての責任は明らかであり、府労委の命令は、不服があっても覆されるまでは有効であり、団交に応じないのは違法状態であるとして、ただちに命令に従うべきと指摘してきました。

党議員団は11日、学童保育・児童館職員組合員等が損害賠償を求めた訴訟について控訴せず、30年間行われてきた団体交渉に直ちにに応じるよう求める申し入れを行いました。

申し入れ本文は下記の
QRコードからご覧ください。

